商法の学び方

「経済法」，経済刑法：自由かつ公正な競争の促進

「知的財産法」：創造の促進，発明やブランド等の保護

「行政法」：各種業法等による企業活動の規制，公共投資

「民事訴訟法」：裁判による民事紛争の解決

「倒産法」：企業が倒産したときの関係者間の利害調整

「税法」：企業の生んだ利益などへの課税

※ 企業活動の国際化

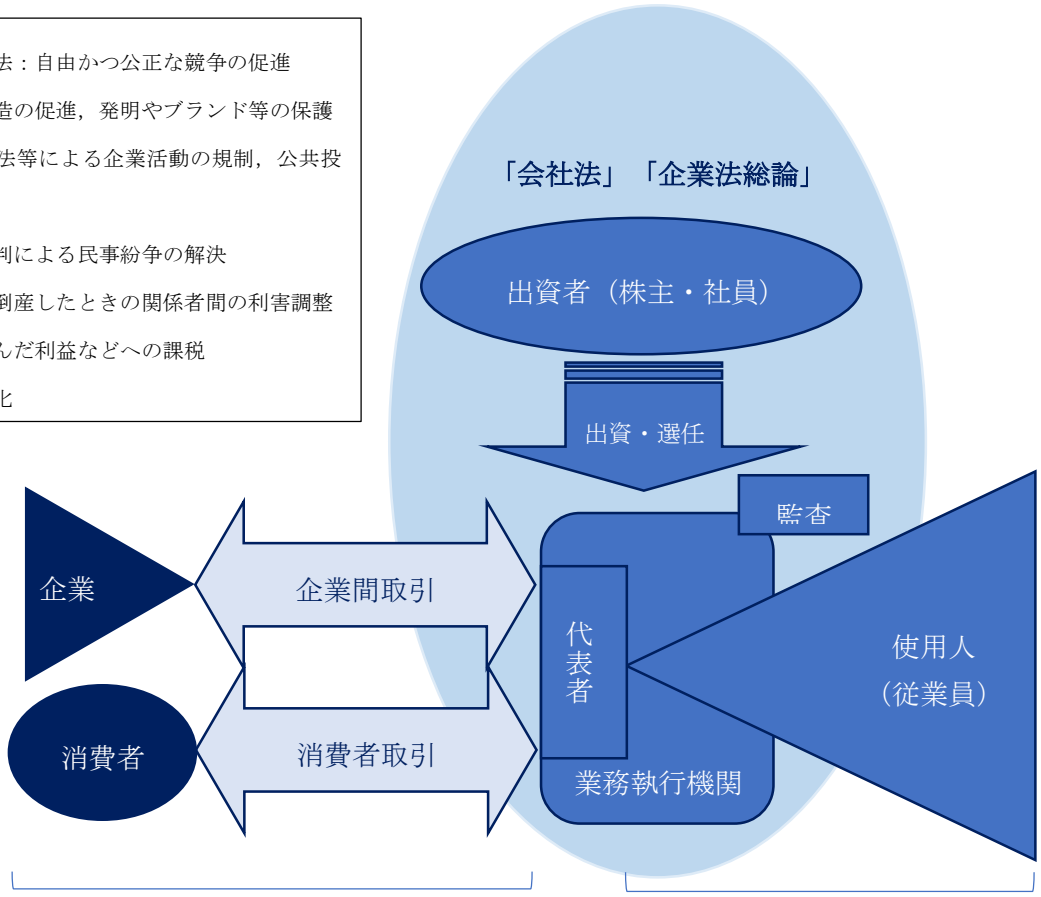

「企業法総論」「企業取引法」　　「雇用関係法」

民法（総則，債権法（契約・不法行為など），物権法）

① 形式的意義における「商法」は「商法典」を指す。現在の商法典は，「商法総則」，「商行為」及び「海商」からなる。明治 32 年に商法典が制定された当時は，このほかに，会社に関する規定や保険契約に関する規定なども商法典に規定されていた。現在は，会社に関する規定は，2005 年に制定された「会社法」という法律の中に，保険契約に関する規定は 2008 年制定の「保険法」の中に置かれている。実質的意義における商法は，商法典のほかに，このような商事特別法（ほかに「手形法」「小切手法」などもある）を加えた企業に関する法の総体をさす。

② 「企業法総論」では，すべての商人・会社にとって基本的な制度（商号，商業登記，商業使用人，商業帳簿など，商法「総則」と呼ばれる部分）と商取引法の総論的な内容を学ぶ。「企業取引法」では，商取引法（売買や仲介取引，物流などに関する「商行為法」の規律）を中心に学ぶ。企業間取引における決済手段として手形・小切手にも触れる。「会社法 I，II」では会社法を学ぶ。

③ 商法は，企業組織や商取引などの企業活動について規律する法律で，「私法」に属する。私法の基本法である民法の理解は，商法の規律や制度を理解する上での基礎となるので，商法関係の科目の受講に際しては，民法の関連科目もあわせてしっかりと勉強してほしい。また，現実の企業活動には，図に示したように，民事訴訟法や倒産法，経済法，労働法，税法など，商法以外にも様々な法律が関係する。